

須賀川市インターンシップ受入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業所等による学生又は求職者（以下「学生等」という。）を対象とした積極的なインターンシップの受入れを促進することにより、市内事業所への就労の促進と労働力の確保、産業人材の育成、市内の中小企業・小規模事業者等の活力向上を図ることを目的とし、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、須賀川市インターンシップ受入補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という。） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者又は個人事業主（農業を除く。）をいう。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する者をいう。
- (3) インターンシップ 学生等を対象に市内の事業者が一定期間実施する就業体験をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 宗教上の組織、団体又は政治団体ではないこと。
- (3) 須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年須賀川市条例第 29 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する事業者ではないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営んでいない事業者であること。
- (5) 市税の滞納がない事業者であること。

（補助金対象経費等）

第 4 条 この要綱に基づき交付する補助金の交付対象となる経費、交付金額及び限度額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項に規定する別に定める添付書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第 1 号様式）
- (2) 補助金の対象となるインターンシップ参加者全員の氏名及び住所の確認ができるもの（免許証写し、公共料金の領収書写し等）
- (3) 1 泊ごとの概算宿泊費及び概算交通費の確認ができるもの
- (4) 市税等納税証明書
- (5) 誓約書（第 2 号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第 6 条 規則第 17 条第 1 項に規定する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書（第 3 号様式）

- (2) インターンシップ参加証明書兼領収書（第4号様式）
- (3) 宿泊費及び交通費の領収書等の写し
- (4) インターンシップを実施したことがわかる写真
- (5) 参加者の学生証等の写し（求職者については、官公署が発行した免許証、身分証明書等）

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象となる経費	交付金額	限度額
インターンシップに参加（2日間以上）した学生等の宿泊費及び交通費（公共交通機関に限る。）に対して事業者が負担した金額	支払った実費相当分	宿泊費は1泊ごとに7,000円 一事業者につき一会計年度100,000円

(注)

- 1 国、県等からの補助金、これに類する収入等がある場合は、補助金額より給付金相当額を差し引くものとする。
- 2 交付対象経費の合計金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付補助金額とする。
- 3 補助金の対象期間は、対象事業を実施した年度内とする。
- 4 補助金の対象となるインターンシップ参加者は、市外在住者とする。
- 5 インターンシップ実施事業者とインターンシップ参加者が3親等以内の場合には、補助金の対象とはならない。